

令和 7 年和光市議会 9 月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第5号	継続費の精算報告について																																		
担 当	企業経営課																																		
【目的】 令和4年度埼玉県和光市水道事業会計予算の継続費で設定した「酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業」について、継続費に係る継続年度が終了し、事業が完成したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により継続費の精算について、報告するものです。 【内容】 (単位：円) <table><tr><th rowspan="2">款</th><th rowspan="2">項</th><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">年度</th><th>全体計画</th><th>実 績</th><th>比 較</th></tr><tr><th>年割額</th><th>支払義務発生額</th><th>年割額と支払義務発生額の差</th></tr><tr><td rowspan="4">Ⅰ 資本的支出</td><td rowspan="4">Ⅰ 建設改良費</td><td rowspan="4">酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業</td><td>4</td><td>47,377,000</td><td>484,000</td><td>46,893,000</td></tr><tr><td>5</td><td>165,726,000</td><td>144,254,000</td><td>21,472,000</td></tr><tr><td>6</td><td>23,760,000</td><td>68,882,000</td><td>△45,122,000</td></tr><tr><td>計</td><td>236,863,000</td><td>213,620,000</td><td>23,243,000</td></tr></table>							款	項	事業名	年度	全体計画	実 績	比 較	年割額	支払義務発生額	年割額と支払義務発生額の差	Ⅰ 資本的支出	Ⅰ 建設改良費	酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業	4	47,377,000	484,000	46,893,000	5	165,726,000	144,254,000	21,472,000	6	23,760,000	68,882,000	△45,122,000	計	236,863,000	213,620,000	23,243,000
款	項	事業名	年度	全体計画	実 績	比 較																													
				年割額	支払義務発生額	年割額と支払義務発生額の差																													
Ⅰ 資本的支出	Ⅰ 建設改良費	酒井浄水場配水ポンプ盤更新事業	4	47,377,000	484,000	46,893,000																													
			5	165,726,000	144,254,000	21,472,000																													
			6	23,760,000	68,882,000	△45,122,000																													
			計	236,863,000	213,620,000	23,243,000																													

報告第6号	令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について																		
担 当	財政課																		
【目的】 令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて報告するものです。 【内容】 1 健全化判断比率 (単位：％) <table><tr><td>実質赤字比率</td><td>連結実質赤字比率</td><td>実質公債費比率</td><td>将来負担比率</td></tr><tr><td>— (12.58)</td><td>— (17.58)</td><td>6.4 (25.0)</td><td>35.7 (350.0)</td></tr></table> 備考 ・実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が発生しないため「—」としている。 ・括弧内の数値は、当該地方公共団体の早期健全化基準を記載している。 2 資金不足比率 (単位：％) <table><tr><td>特別会計の名称</td><td>資金不足比率</td><td>備考</td></tr><tr><td>水道事業会計</td><td>—</td><td rowspan="2">地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定</td></tr><tr><td>下水道事業会計</td><td>—</td></tr></table> 備考 ・資金不足比率は、赤字額が発生しないため「—」としている。				実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	— (12.58)	— (17.58)	6.4 (25.0)	35.7 (350.0)	特別会計の名称	資金不足比率	備考	水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定	下水道事業会計	—
実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率																
— (12.58)	— (17.58)	6.4 (25.0)	35.7 (350.0)																
特別会計の名称	資金不足比率	備考																	
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条第1号の規定により事業の規模を算定																	
下水道事業会計	—																		

議案第49号	和光市教育委員会教育長の任命について
担 当	職員課
【目的】 和光市教育委員会教育長の石川毅氏の任期が令和7年9月30日をもって満了となるため、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。 【内容】 埼玉県川口市鳩ヶ谷本町1丁目9番2号 石川 毅	

議案第50号	和光市監査委員の選任について
担 当	職員課
【目的】 和光市監査委員の山田史明氏の任期が令和7年11月30日をもって満了となるため、新たに光實圭一氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。 【内容】 東京都板橋区成増1丁目32番11号ブリリア成増アーバンテラス702 光實 圭一	

議案第51号、 52号、53号	(北エリア)(中央エリア)(南エリア)和光市児童館、学童クラブ 及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	保育施設課
【目的】 (北エリア)(中央エリア)(南エリア)和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの現指定管理者の指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。 【内容】 (北エリア)(中央エリア)(南エリア)和光市児童館、学童クラブ及びわこうっこクラブの管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。 1 指定する施設の名称 北エリア 新倉児童館、下新倉児童館 白子学童クラブ、白子第二学童クラブ、新倉学童クラブ、北原学童クラブ、 さざんか学童クラブ、下新倉学童クラブ 白子小学校わこうっこクラブ、新倉小学校わこうっこクラブ、 北原小学校わこうっこクラブ、下新倉小学校わこうっこクラブ 中央エリア 中央学童クラブ、広沢学童クラブ、本町学童クラブ 第三小学校わこうっこクラブ、広沢小学校わこうっこクラブ、 本町小学校わこうっこクラブ 南エリア 南児童館 諏訪学童クラブ、南学童クラブ、さつきのご学童クラブ、 南地域センター学童クラブ 第四小学校わこうっこクラブ、第五小学校わこうっこクラブ 2 指定の相手方 (1) 事業者名 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会 (2) 所在地 埼玉県和光市南1丁目23番1号 (3) 代表者職氏名	

会長 木田 亮

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第54号	和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	スポーツ青少年課

【目的】

和光市アーバンアクア公園の現指定管理者の指定管理期間満了に伴い、指定管理者の指定を行います。

【内容】

和光市アーバンアクア公園の管理を行わせる指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出します。

1 指定する施設の名称

和光市アーバンアクア公園

2 指定の相手方

(1) 所在地

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F

(2) 名称

和光スポーツパーク共同事業体

(3) 代表者職氏名

株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二

(4) 代表構成員

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2さいたま新都心LAタワー30F

株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二

(5) 構成員

鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号

株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 大原 禎久

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第55号	和光市行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	総務課
【目的】 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行により行政手続法（平成5年法律第88号）が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。 【内容】 ・「名あて人」を「名宛人」に改めます。 ・聴聞の通知にあたり、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法について、掲示場への書面の掲示に加え、公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を追加します。 【施行期日】 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日	

議案第56号	和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	デジタル推進課

【目的】

地方公共団体情報システム標準化において住登外者宛名番号管理機能を実装することに伴い、住登外者（和光市の住民基本台帳に記録されていない物）の情報の管理に関する事務において個人番号を利用できるようにするため条例の改正を行うものです。

また、外国人の生活保護の措置に関する事務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により準法定事務として規定されたため、条例中に規定している箇所の削除を併せて行うものです。

【内容】

(1) 個人番号の利用範囲（第4条）別表第1

住登外者宛名番号管理機能についての事務を追加し、10項を削除

(2) 個人番号の利用範囲（第4条）別表第2

各事務に住登外者宛名情報を追加し、10項を削除

(3) 特定個人情報の提供（第5条）別表第3

住登外者宛名番号管理機能についての事務を追加し、4項を削除

議案第57号	職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担当	職員課

【目的】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）の施行に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものです。

【内容】

主な改正の要点

- (1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
 - ア 部分休業制度の拡充
 - イ 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大
 - ウ 仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取、配慮等
- (2) 仕事と介護の両立支援制度に関する周知の強化等

【施行期日】

令和7年10月1日施行

議案第58号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課
【目的】 地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。 【内容】 1 改正の要点 (1) 個人市民税 以下の改正は、令和8年度分以後の個人住民税に適用します。 ア 給与所得控除の見直し 給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げる。 イ 特定親族特別控除の創設 特定扶養控除に関して、控除対象となる19歳以上23歳未満の扶養親族等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入する。 ウ 扶養親族等に係る所得要件の引上げ 扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引き上げる。 [第19条、第27条、第28条の2及び第28条の3関係] 2 施行日 令和8年1月1日	

議案第59号	和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	障害福祉課

【目的】

今回の改正は、埼玉県の高度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、定期的な精神通院を後押しし、再発や重症化を予防することで、社会参加や就労継続を促進することを目的に、精神障害者保健福祉手帳2級所持者を助成対象者に加えるものです。

【内容】

精神障害者保健福祉手帳2級所持者の自立支援医療制度が適用となった精神通院に係る医療費の自己負担分を助成対象とします。

【施行期日】

令和8年1月1日

議案第60号	和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	下水道課
【目的】 災害その他の非常時においても、排水設備工事を円滑に実施できるよう、国土交通省が定める標準下水道条例に準じて、他の管理者等が指定した下水道指定工事店による施工を可能とするため、所要の改正を行うものです。 【内容】 本条例の改正は、排水設備の工事に関する規定（第8条）について、災害時などの状況にも対応できるよう、条文の構成および内容の見直しを行うものです。 改正前は、「軽微な工事を除き、下水道指定工事店でなければ排水設備工事を行ってはならない」と規定していましたが、今回の改正では、「軽微な工事」と「災害その他の非常の場合において、他の管理者等が指定した工事店による工事」をそれぞれ、第1号および第2号として明記しています。 第2号では、災害などにより和光市の指定工事店による対応が困難な場合に、他の管理者等において指定を受けた工事店による施工を認めることとしています。 【施行期日】 公布の日から施行	

議案第61号	市道路線の認定について			
担 当	道路安全課			
【目的】				
市道路線の認定				
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為により帰属された道路用地及び越後山土地地区画整理事業地区内の帰属された道路用地を和光市道として認定したいため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものです。				
【内容】				
認定する市道路線				
路 線 名	起 点	終 点	幅 員	延 長
市道670号線	和光市新倉一丁目 4032番1地先	和光市新倉一丁目 4033番23地先	4.58m～ 6.36m	108.30m
市道5001号線	和光市南一丁目 5305番12地先	和光市南一丁目 5315番1地先	6.05m～ 8.00m	225.54m
市道5002号線	和光市南一丁目 5310番9地先	和光市南一丁目 5322番11地先	6.00m～ 10.81m	147.69m
市道5003号線	和光市南一丁目 5309番4地先	和光市南一丁目 5310番16地先	7.50m～ 12.58m	106.46m
市道5004号線	和光市南一丁目 2565番38地先	和光市南一丁目 5309番8地先	5.00m～ 7.23m	91.90m
市道5005号線	和光市南一丁目 5304番13地先	和光市南一丁目 5305番34地先	8.01m～ 10.20m	110.25m
市道5006号線	和光市南一丁目 5301番3地先	和光市南一丁目 5304番43地先	5.00m～ 8.67m	152.90m
市道5007号線	和光市南一丁目 5301番4地先	和光市南一丁目 5302番19地先	5.00m～ 7.15m	151.66m
市道5008号線	和光市南一丁目 5330番地先	和光市南一丁目 5312番地先	6.01m～ 10.16m	154.18m

市道5009号線	和光市南一丁目 5306番6地先	和光市南一丁目 5307番17地先	6.00m～ 8.13m	93.49m
市道5010号線	和光市南一丁目 5315番3地先	和光市南一丁目 5317番6地先	6.01m～ 10.15m	286.52m
市道5011号線	和光市南一丁目 5315番4地先	和光市南一丁目 5314番17地先	6.00m～ 8.22m	210.91m
市道5012号線	和光市南一丁目 5309番8地先	和光市南一丁目 5313番1地先	6.00m～ 8.16m	249.07m
市道5013号線	和光市南一丁目 5310番13地先	和光市南一丁目 5319番1地先	6.00m～ 10.16m	342.05m
市道5014号線	和光市南一丁目 5322番1地先	和光市南一丁目 5323番17地先	6.00m～ 8.14m	132.71m
市道5015号線	和光市南一丁目 5320番15地先	和光市南一丁目 5321番25地先	7.00m～ 9.15m	78.73m
市道5016号線	和光市南一丁目 5319番15地先	和光市南一丁目 5320番36地先	5.00m～ 7.20m	163.89m
市道5017号線	和光市南一丁目 5319番26地先	和光市南一丁目 5317番1地先	5.01m～ 7.13m	43.52m
市道5018号線	和光市南一丁目 5317番1地先	和光市南一丁目 5318番2地先	5.01m～ 7.13m	61.65m
市道5019号線	和光市南一丁目 5315番29地先	和光市南一丁目 5316番1地先	6.00m～ 8.14m	64.06m
市道5101号線	和光市南一丁目 5301番4地先	和光市南一丁目 5303番1地先	3.00m～ 4.43m	14.41m

【施行期日】

議会承認後、縦覧・告示を行います。

議案第67号	令和7年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第1号）		
担当	企業経営課		
【目的】			
今回の補正予算については、工事に要する費用の減額のほか、逡次繰越に伴い未執行となった企業債に関連する項目などを改めるものです。			
【内容】			
収益的収入			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	1,907,654 千円	△4,075 千円	1,903,579 千円
第2項 営業外収益	178,597 千円	△4,075 千円	174,522 千円
資本的収入			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	279,409 千円	△45,000 千円	234,409 千円
第4項 企業債	266,300 千円	△45,000 千円	221,300 千円
資本的支出			
科目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	1,164,649 千円	△72,514 千円	1,092,135 千円
第1項 建設改良費	1,122,079 千円	△53,881 千円	1,068,198 千円
第3項 企業債償還金	37,570 千円	△18,633 千円	18,937 千円

議案第73号	令和6年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について
担 当	企業経営課
【目的】 ※ 業務状況説明書を抜粋	

議案第73号 担当：企業経営課

1 概況

(1) 総括事項

① 業務量

年度末給水戸数は前年度より675戸増加し、44,345戸に、また年間総給水量は前年度より47,279 m³増加し、9,116,819 m³に、一日平均給水量は24,978 m³になりました。水源の内訳は県水6,564,398 m³ 72.00%、井戸水2,552,421 m³ 28.00%、これに対する年間総有収水量は9,037,984 m³になり、有収率は99.14%になりました。

② 経営・財務

ア 収益的収支

給水収益は、前年度より7.78%増加し、1,095,377,032円になり、1 m³当たりの供給単価は121円20銭になりました。これに対して費用は8.31%増加の1,389,307,114円になり、1 m³当たりの給水原価は135円01銭で、差引13円81銭の赤字となりましたが、当年度は、事業費に対し事業収益が上回ったため、91,061,112円の純利益が生じました。

イ 資本的収支

資本的収入額6,000,999円が資本的支出額487,551,901円に不足する額481,550,902円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額38,970,124円、過年度分損益勘定留保資金436,004,778円並びに減価積立金6,576,000円で補てんしました。

③ 消費税及び地方消費税について

令和6年度消費税及び地方消費税のうち、課税年度における課税標準額1,305,618,000円に税率を乗じて計算した税額101,838,204円から、この期間中の控除税額等94,766,704円を控除した額の7,071,500円が消費税額となり、1,995,200円が地方消費税額となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、給水収益の増加などにより前年度比0.02ポイント増の106.55%となり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比0.23ポイント減の89.77%となり、事業に必要な費用を給水収益以外の収入で賄っている状況です。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比0.35ポイント増の51.43%、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は前年度比1.59ポイント増の11.93%となりましたが、施設や設備などの資産の経年化・老朽化が進行しています。今後はそれらに対する更新投資の増加が必要になると考えられるため、引き続き計画的な施設更新を行います。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
事業収益		1,574,944,000	1,610,861,207	35,917,207	事業費		1,517,619,000	1,478,674,169	38,944,831
	営業収益	1,411,616,000	1,448,203,059	36,587,059		営業費用	1,492,370,000	1,466,565,359	25,804,641
	営業外収益	163,228,000	162,557,037	△670,963		営業外費用	19,649,000	12,059,906	7,589,094
	特別利益	100,000	101,111	1,111		特別損失	600,000	48,904	551,096
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

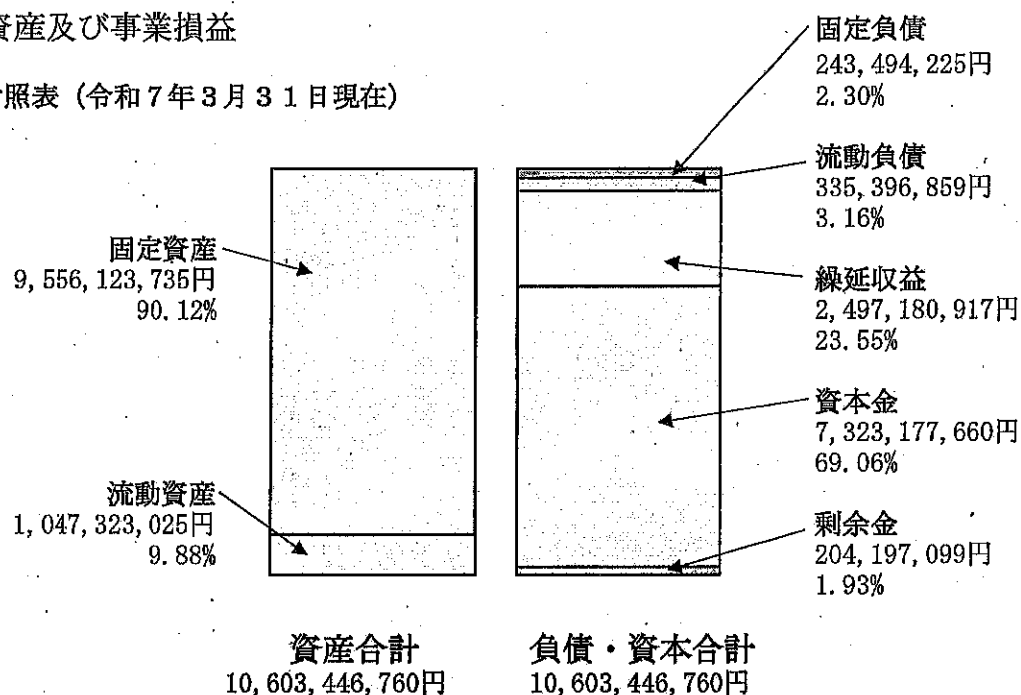
款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
資本的収入		307,723,000	6,000,999	△301,722,001	資本的支出		963,181,000	487,551,901	475,629,099
	負担金	7,723,000	6,000,999	△1,722,001		建設改良費	932,668,000	462,039,243	470,628,757
	企業債	300,000,000	0	△300,000,000		(上記のうち) 継続費連次繰越額 68,365,000		(上記のうち) 継続費連次繰越額 296,263,000	
				(上記のうち) 翌年度繰越額 290,000,000		企業債償還金	25,513,000	25,512,658	342
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

(単位：円)

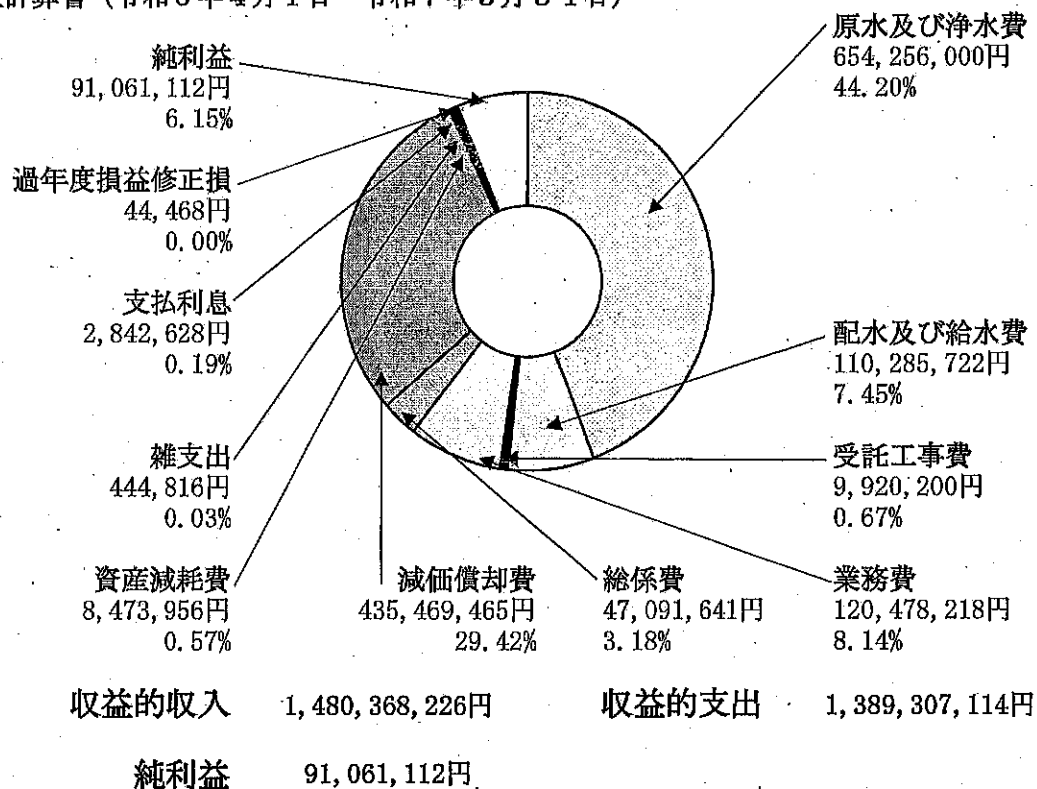
款	予算現額	予算執行額	予算残額
たな卸資産購入費	42,852,000	25,370,180	17,481,820

3 事業資産及び事業損益

(1) 貸借対照表 (令和7年3月31日現在)



(2) 損益計算書 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)



※各項目に表示されている比率は、少数点以下第3位を四捨五入しているため、合計 (100%) に一致しない場合がある。

4 費用の内訳

区 分	予算額(円)	税込執行額(円)	執行率(%)	税抜執行額(円)	備 考
営業費用	1,492,370,000	1,466,565,359	98.27%	1,385,975,202	
原水及び浄水費	720,102,000	716,505,939	99.50%	654,256,000	
配水及び給水費	127,530,000	116,773,722	91.57%	110,285,722	
受託工事費	15,043,000	10,912,220	72.54%	9,920,200	
業務費	139,000,000	130,898,701	94.17%	120,478,218	
総係費	49,225,000	47,531,356	96.56%	47,091,641	
減価償却費	432,994,000	435,469,465	100.57%	435,469,465	2,475,465円予算を超えて決算している。
資産減耗費	8,476,000	8,473,956	99.98%	8,473,956	
営業外費用	19,649,000	12,059,906	61.38%	3,287,444	
支払利息	2,843,000	2,842,628	99.99%	2,842,628	
消費税及び地方消費税	16,654,000	9,066,700	54.44%	0	
雑支出	152,000	150,578	99.06%	444,816	
特別損失	600,000	48,904	8.15%	44,468	
過年度損益修正損	600,000	48,904	8.15%	44,468	
予備費	5,000,000	0	0.00%	0	
予備費	5,000,000	0	0.00%	0	
費用合計	1,517,619,000	1,478,674,169	97.43%	1,389,307,114	

議案第74号	令和6年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定について
担当	企業経営課
【目的】 ※ 業務状況説明書を抜粋	

議案第74号 担当：企業経営課

1 概況

(1) 総括事項

① 業務量

令和7年3月31日現在の供用開始区域水洗化人口は、前年度より329人増加して81,754人となり、水洗化率は前年度より0.13ポイント増加して99.32%となりました。また、汚水処理量は、前年度より472,433㎡増加して9,210,558㎡に、有収水量は前年度より144,562㎡増加して8,779,082㎡になり、有収率は95.32%となりました。

② 経営・財務

ア 収益的収支

事業収益は、1,147,985,489円(うち下水道使用料収入は、前年度より2.67%増の619,134,425円)となり、事業費は、1,096,977,558円となりました。その結果、純利益は51,007,931円となりました。

イ 資本的収支

資本的収入額44,923,500円が資本的支出額343,756,723円に対して不足する額298,833,223円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,675,731円並びに過年度分損益勘定留保資金295,157,492円で補てんしました。

③ 消費税及び地方消費税について

令和6年度消費税及び地方消費税のうち、課税年度における課税標準額619,181,000円に税率を乗じて計算した税額48,296,118円から、この期間中の控除税額等14,543,218円を控除した額の33,752,900円が消費税額となり、9,520,500円が地方消費税額となりました。

(2) 経営指標に関する事項

令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は、光熱水費、修繕費、会費負担金等の増加により、前年度比5.21ポイント減の104.64%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っています。また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比3.39ポイント減の95.36%となりました。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は前年度比2.83ポイント増の30.05%となっています。また、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路老朽化率は前年度と同様0%となっています。老朽化の対策として、布設後の経過年数、施設の重要度及び管路を敷設している道路の交通量等を勘案し、早期かつ計画的に、修繕、改築及び更新等の実施が求められていますが、当市では管路内部のカメラ調査を行い、その調査結果に基づき適切に補修を進めています。今後も引き続き計画的な施設管理を行っ

ていきます。

2 予算執行状況

(1) 収益的收入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
下水道事業収益		1,220,399,000	1,209,786,987	△ 10,612,013	下水道事業費用		1,213,519,000	1,155,137,073	58,381,927
	営業 収益	1,004,739,000	993,597,679	△ 11,141,321		営業 費用	1,131,136,000	1,080,447,835	50,688,165
	営業外 収益	215,645,000	216,009,808	364,808		営業外 費用	77,083,000	74,666,713	2,416,287
	特別 利益	15,000	179,500	164,500		特別 損失	300,000	22,525	277,475
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

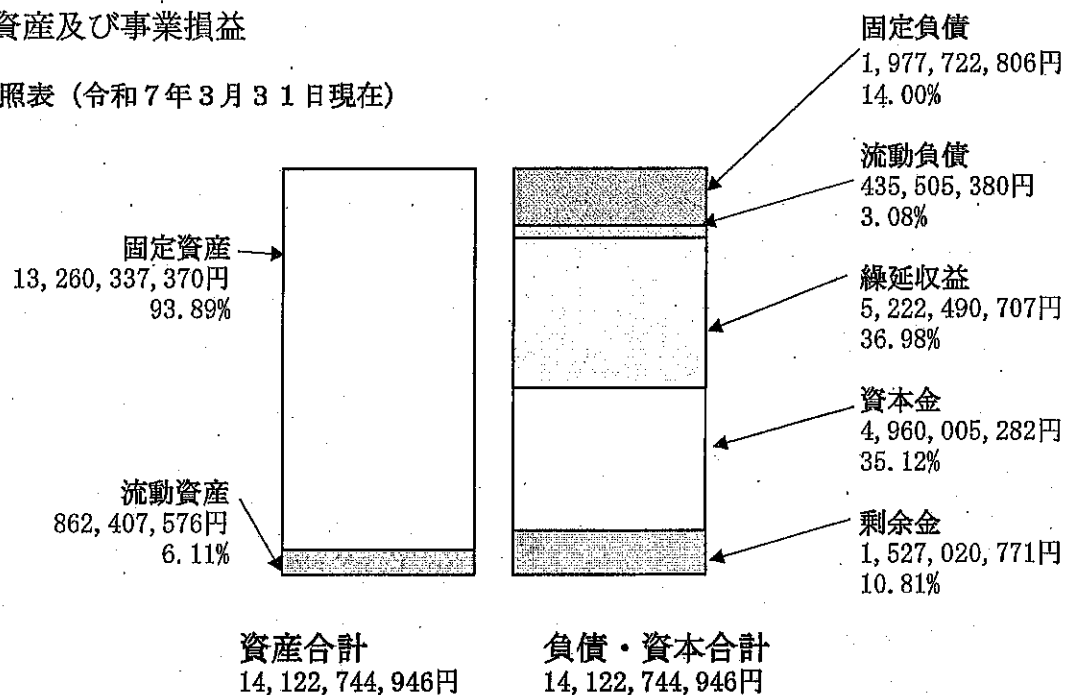
(2) 資本的收入及び支出

(単位：円)

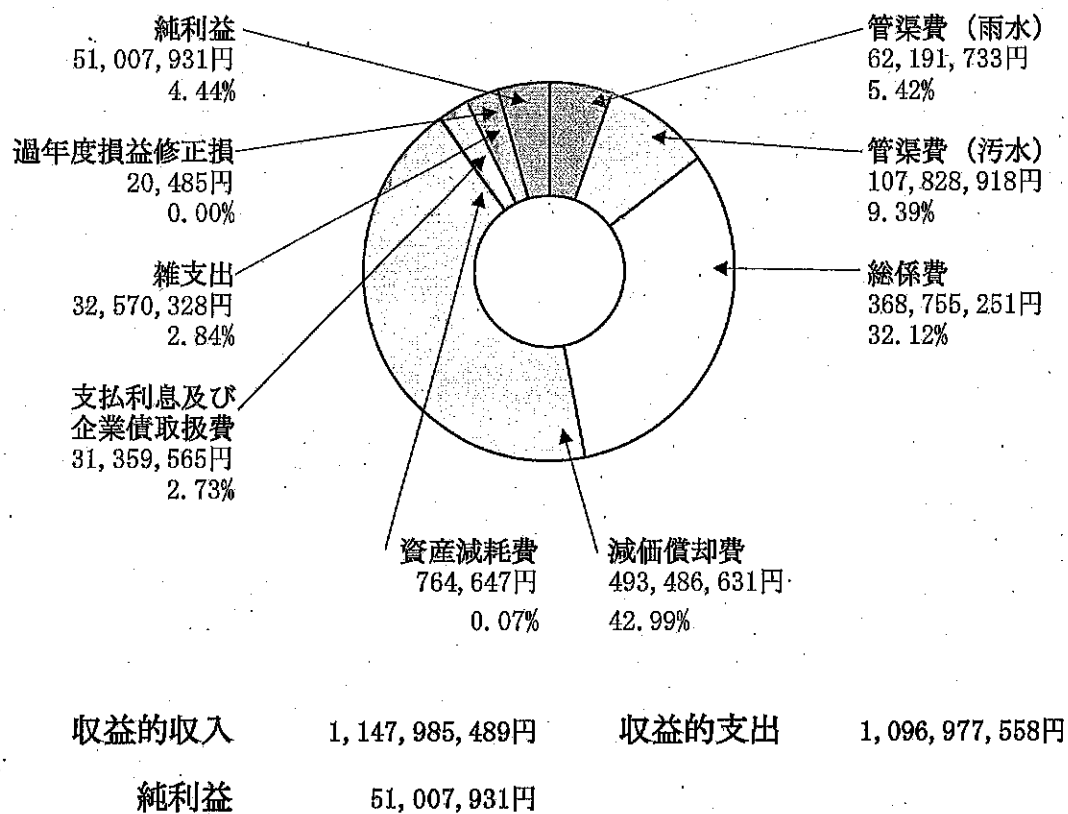
款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
資本的收入		102,101,000	44,923,500	△ 57,177,500	資本的支出		387,941,000	343,756,723	44,184,277
	企業債	69,500,000	36,900,000	△ 32,600,000		建 設 改良費	108,629,000	71,273,657	37,355,343
	他会計 補助金	7,655,000	7,281,000	△ 374,000		企業債 償還金	274,012,000	272,483,066	1,528,934
	負担金	24,826,000	742,500	△ 24,083,500		貸付金	300,000	0	300,000
	貸付金 償還金	120,000	0	△ 120,000		予備費	5,000,000	0	5,000,000

3 事業資産及び事業損益

(1) 貸借対照表（令和7年3月31日現在）



(2) 損益計算書（令和6年4月1日～令和7年3月31日）



※各項目に表示されている比率は、少数点以下第3位を四捨五入しているため、合計（100%）に一致しない場合がある。

4 費用の内訳

区 分	予算現額(円)	税込執行額(円)	執行率(%)	税抜執行額(円)
営業費用	1,131,136,000	1,080,447,835	95.52%	1,033,027,180
管渠費（雨水）	69,967,000	63,784,094	91.16%	62,191,733
管渠費（污水）	145,866,000	117,822,809	80.77%	107,828,918
総係費	420,107,000	404,589,654	96.31%	368,755,251
減価償却費	494,431,000	493,486,631	99.81%	493,486,631
資産減耗費	765,000	764,647	99.95%	764,647
営業外費用	77,083,000	74,666,713	96.87%	63,929,893
支払利息及び企業債 取扱費	33,775,000	31,359,565	92.85%	31,359,565
消費税及び地方消費税	43,274,000	43,273,400	100.00%	0
雑支出	34,000	33,748	99.26%	32,570,328
特別損失	300,000	22,525	7.51%	20,485
過年度損益修正損	300,000	22,525	7.51%	20,485
予備費	5,000,000	0	0.00%	0
予備費	5,000,000	0	0.00%	0
費用合計	1,213,519,000	1,155,137,073	95.19%	1,096,977,558